

### 三重県告示第 142 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）第 72 条の 3 第 1 項の規定に基づき知事が別に定める特定工場等所有者等による土壌又は地下水の特定有害物質汚染状況に係る調査方法を第 2 に、同条第 2 項の規定に基づき知事が別に定める特定工場等所有者等が土地の形質変更を行おうとするときの当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状況に係る調査方法を第 3 に、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 13 年三重県規則第 39 号）第 83 条の 5 ただし書の規定に基づき知事が別に定める有害物質使用特定施設における調査の回数を第 4 に、同規則第 83 条の 6 の規定に基づき知事が別に定める有害物質使用特定施設における調査適用除外の基準を第 5 のように定め、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

なお、平成 22 年三重県告示第 269 号は、平成 31 年 3 月 31 日限り、廃止します。

平成 31 年 3 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

特定工場等所有者等による土壌又は地下水の特定有害物質汚染状況に係る調査方法等を定める旨

#### 第 1 定義

- 1 特定有害物質 土壌汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号。以下「令」という。）第 1 条に規定する物質をいう。
- 2 有害物質使用特定施設 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する有害物質使用特定施設をいう。
- 3 特定工場等所有者等 三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 3 第 1 項に規定する特定工場等所有者等をいう。
- 4 第 1 種特定有害物質 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「法規則」という。）第 4 条第 3 項第 2 号イに規定する特定有害物質をいう。
- 5 第 2 種特定有害物質 法規則第 4 条第 3 項第 2 号ロに規定する特定有害物質をいう。
- 6 第 3 種特定有害物質 法規則第 4 条第 3 項第 2 号ロに規定する特定有害物質をいう。
- 7 指定調査機関 法第 3 条第 1 項に規定する環境大臣又は都道府県知事が指定する者をいう。

#### 第 2 特定工場等所有者等による土壌又は地下水の特定有害物質汚染状況に係る調査方法

##### 1 調査地点

- (1) 土壌については、有害物質使用特定施設ごとに当該施設周辺で 1 地点以上とする。
- (2) 地下水については、工場等の敷地境界付近で 1 地点以上とする。

なお、(1)又は(2)の地点の選定理由を記録しておくものとする。

##### 2 調査対象物質

有害物質使用特定施設で製造、使用又は処理をしている特定有害物質（令第 1 条第 7 号、第 9 号、第 10 号、第 15 号又は第 17 号から第 19 号までに掲げる特定有害物質にあつては、次表の左欄に掲げる特定有害物質の種類ごとに同表の右欄に掲げる特定有害物質を含む。）とする。

四塩化炭素（令第 1 条第 7 号）	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン（令第 1 条第 9 号）	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン（令第 1 条第 10 号）	クロロエチレン
テトラクロロエチレン（令第 1 条第 15 号）	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン（令第 1 条第 17 号）	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン（令第 1 条第 18 号）	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン（令第 1 条第 19 号）	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン

##### 3 試料採取方法

- (1) 土壌については、次のア及びイの物質の区分に応じ、当該ア及びイに定めるところによるものとする。

ア 第 1 種特定有害物質 法規則第 6 条第 2 項第 1 号の規定に基づく環境大臣が定める方法

イ 第 2 種特定有害物質及び第 3 種特定有害物質 法規則第 6 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく方法

(2) 地下水については、試料を採取しようとする地点において、帯水層のうち最も浅い位置にあるものの地下水を採取するものとする。

#### 4 測定方法

(1) 土壌については、次のアからウまでの物質の区分に応じ、当該アからウまでに定めるところによるものとする。

ア 第1種特定有害物質 法規則第6条第2項第2号の規定に基づく環境大臣が定める方法

イ 第2種特定有害物質 法規則第6条第3項第4号及び同条第4項第2号の規定に基づく環境大臣が定める方法

ウ 第3種特定有害物質 法規則第6条第3項第4号の規定に基づく環境大臣が定める方法

(2) 地下水については、法規則第6条第2項第2号の規定に基づく環境大臣が定める方法によるものとする。

#### 5 第1種特定有害物質に係る確定調査

第1種特定有害物質について、4(1)アの測定の結果、気体から調査対象物質が検出されたとき、又は地下水(法規則第6条第2項第1号で規定するものに限る。)から検出された調査対象物質が地下水基準(法規則第7条第1項に規定する基準をいう。)に適合しなかったときは、第1種特定有害物質に関し次のいずれかの方法により調査するものとする。

(1) 法規則第4条から第8条までの規定に基づき調査する。

(2) 地下水を、1から4までの規定に基づき調査する。

#### 6 調査実施機関

指定調査機関とする。

#### 7 調査方法の例外

土壌の調査においては、2で規定する調査対象物質について、法の規定に基づく方法により調査を実施する場合はこの限りでない。

### 第3 特定工場等所有者等が土地の形質変更を行おうとするときの当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状況に係る調査方法

#### 1 調査地点

形質変更しようとする土地の全ての範囲を対象とし、法規則第4条から第8条までの規定に基づく調査地点とする。ただし、法規則第4条第3項に規定する単位区画は、形質変更しようとする土地全域について、同項第2号に規定する一部対象区画を適用しても差し支えないものとする。

また、法規則第3条第6項第1号に規定する土地を除くものとする。

#### 2 調査対象物質

有害物質使用特定施設で製造、使用又は処理をしている特定有害物質(令第1条第7号、第9号、第10号、第15号又は第17号から第19号までに掲げる特定有害物質にあっては、次表の左欄に掲げる特定有害物質の種類ごとに同表の右欄に掲げる特定有害物質を含む。)とする。

四塩化炭素(令第1条第7号)	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン(令第1条第9号)	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン(令第1条第10号)	クロロエチレン
テトラクロロエチレン(令第1条第15号)	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン(令第1条第17号)	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン(令第1条第18号)	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン(令第1条第19号)	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン

#### 3 試料採取方法及び測定方法

法規則第4条から第8条までの規定に基づく方法とする。

#### 4 調査実施機関

指定調査機関とする。

### 第4 有害物質使用特定施設における調査の回数

3年間継続して土壌又は地下水の汚染が認められない特定有害物質がある場合は、当該物質について3年を超えない期間に1回以上とする。

#### 第5 有害物質使用特定施設における調査適用除外の基準

- 1 有害物質使用特定施設を起点に特定有害物質ごとの一般的な地下水汚染到達距離（「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知）が工場等の敷地内で確保できること。

なお、工業専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域をいう。）内では、隣接する工場等がある場合、隣接する工場等も敷地と見なすことができる。ただし、隣接する工場等との間に、公道や公共の水路等が存在する時は、この限りでない。

- 2 地形上、周囲と隔絶された状況にあり、周囲への環境影響のおそれがないと判断される土地に設置された有害物質使用特定施設であること。